

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

IV 社会保障

2 医療保険法の改定

健康保険法等の改定の経緯と結果

八三年七月一二日に閣議了解した八四年度予算の概算要求枠で大蔵省は、厚生省所管予算の対前年伸び率を二・三％に抑えた。また、大蔵省は国民健康保険、政府管掌健康保険など公的医療保険制度にたいする国庫補助を昭和六〇年代半ばまでに全廃することを内容とした医療保険制度の抜本的な改定方針をまとめ、厚生省に申し入れをおこなった。

厚生省は八四年度予算の概算要求にあたって、八三年八月一八日、歴代厚相との懇談会で、(1)組合健康保険など被用者保険の本人給付を現行の一〇割給付から八割に引き下げる、(2)医療保険の適用対象を「標準的な医療サービス」とし、疾病の種類や治療方法に一定の目安を設ける、(3)定年退職後のサラリーマンを対象とした退職者医療制度を創設する、などの考え方を示した。同時に、今後の医療政策の方向として、(1)疾病予防の自己責任の明確化、(2)標準的な医療サービスの導入、(3)包括的で効率的な医療供給体制の整備、(4)社会的公平に立脚する保険制度の実現、などの基本的な指針を示し、出席者の了承を得た。

厚生省の八四年度予算は、自然増だけで約九〇〇〇億円にのぼると見込まれるが、予算枠の対前年伸び率は二・三％、約二〇八八億円ときびしく抑制されているため、その差額約六九〇〇億円は、医療保険関係で約六二八七億円、その余は主に社会福祉関係で支出を削減する概算要求を決定し、大蔵省に提出した。

厚生省の概算要求にもりこまれた医療保険・医療制度の抜本改革案の内容は、大要つぎのようなものであった。

- (1)健保本人一〇割給付を八割に切り下げる。
- (2)健保組合の付加給付は廃止する。
- (3)入院時給食料の一部を自己負担させる。
- (4)ビタミン剤等一部薬剤を保険適用からのぞく。
- (5)「医療標準」を設定し、給付の枠をせばめる。
- (6)高額所得者(当面年収二〇〇〇万円以上)を被保険者から除外する。
- (7)高額療養費の自己負担限度額を五万四〇〇〇円(現行五万一〇〇〇円)に引き上げる。
- (8)国庫負担なしで「退職者医療制度」を創設する。
- (9)国民健康保険にたいする国庫負担を大幅に削減する。
- (10)公費医療についても、二割の自己負担を導入する。

以上を内容とする医療費の適正化推進、医療保険制度の改革、退職者医療制度の創設、国保にたいする国庫負担率の引き下げ、日雇い健保の廃止、公費医療の負担削減などで六二八七億円の支出抑制を図ることになっている。

この医療保険改革案は、八三年九月八日から十一月二八日まで開かれた第一〇〇臨時国会でもとりあげられ、十一月一日には厚相の私的な諮問機関である国保問題懇談会でもとりあげられた。

同懇談会は「大筋として妥当な方向」という意見書をまとめている。しかし、一二月一八日に総選挙をひかえ、自民党内からも厚生省案については、「修正」もありうるという動きが出てきた。自民党敗北という総選挙の結果や八四年度予算編成にむけて、各方面からの批判も強まってきたことから、八四年一月二五日、社会保険審議会にたいしておこなわれた諮問では、当初案に修正を加えて提案した(第109表)。本人八割給付は八六年からとし、それまでは九割給付としたほか、入院時の給食費負担や健保組合の付加給付を廃止する点、また高額所得者を被保険者としないこと、薬剤の一部を保険適用から除外することは撤回した。しかし、第110表のとおり、支出を削減する総額に変わりはなく、六二七六億円の削減となっている。なお、日雇労働者健康保険法は廃止し、その対象者は健康保険の日雇特例被保険者とすることにしている。

諮問は同日、社会保障制度審議会にもおこなわれた。社会保険審議会は二月二二日、「医療保険制度を改革し、医療費問題を解決するためには、中期展望が必要であるにもかかわらず、それが明確にされていない」、「この改革については、賛否が分かれるところが多く、審議会としては、意見を一本にすることはできなかった」、という答申を出し、また、社会保障制度審議会も翌二月二三日、「今回の改正は、医療費の増加傾向ときびしい財政状況を踏まえたものであるが、財政対策にとられるあまり、医療保険本来の趣旨に照らした検討が十分されたとは思えない」、「当審議会は指摘してきた医療に関する諸々の体制の整備を求めてきたが、総合的な展望を樹立しないまま推移している」など政府の姿勢に不満の意向を強く表明した答申を出した。

しかし、こうした答申を受けながら、政府は二月二五日、「健康保険法等の一部を改正する法律案」を原案どおり第一〇一特別国会に提出した。今回の改革案のなかには、療養費制度の改正として、特定承認保険医療機関(大学の附属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして命令で定める要件に該当する病院等で都道府県の承認を受けたもの)で療養を受けたとき、保険医療機関等で、被保険者の選定により特別の病室の提供を受けたときや厚生大臣の定める療養を受けたときには、療養費払い(療養費の患者窓口払い)を認めることがふくまれている。これは将来、療養費払いの拡大、「高度の医療」を受けたときの患者負担の増大、「特別の医療」についての差額徴収の拡大につながるのではないかと心配されている点である。

第一〇一特別国会の最重要法案の一つとされた「健康保険法等の一部を改正する法律案」が衆議院の社会労働委員会で具体的な審議が始まったのは、八四年四月五日からであり、衆議院で修正可決されたのは七月一三日である。この間に自民党から三次にわたる修正案と附帯決議の案が野党に示され、難航の末、自民党・新自由クラブの賛成多数で可決された。自民党議員による「二一世紀の国民医療を考える会」の仲介で、日本医師会はじめ三医師会と自民党とのあいだで意見調整が図られるなどの動きもあった。舞台が参議院に移されたのは七月一七日からであり、再修正のうえ衆議院の議を経て、本法案が成立したのは会期末の八月七日であった。

国会審議の過程で修正された主な内容は、(1)被用者保険本人の一部負担については、八六年四月一日以後においても、国会で承認を受ける日までのあいだは、なお引きつづき一割とする。ただし、医療費が一五〇〇円以下のときは一〇〇円、二五〇〇円以下のときは二〇〇円、三五〇〇円以下のときは三〇〇円の一部負担とする。(2)高額療養費の自己負担限度額は五万一〇〇〇円に据え置く。低所得者は三万円までとする。(3)被用者保険の被保険者であったものは、五五歳から六〇歳に達するまでのあいだ、従来の制度で任意継続被保険者となることができる。その際、保険料を一括前納することができるようにする。また、健保組合は被保険者であった退職者についても医療の給付を実施できるようにする。その場合は、退職者医療制度にたいして拠出すべき療養給付費拠出金を調整する。(4)政府管掌健康保険の事業主および被保険者で構成する法人等で、社会保

険庁長官の承認を得たものは、本人の一部負担金について付加的な給付をおこなうことができる、
などである。

改正健保法は八四年一〇月一日から実施されるが、修正による国庫負担の増は、衆議院の修正
で四七億円、参議院の修正で五六億円、計一〇三億円程度にとどまり、財政上はほとんど影響の
ない修正であったと厚生省はみている。また、当初見込まれていた国庫負担の削減六二七六億円
は、実施時期の遅れや国会での修正で四六三四億円になると推計されている。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
